

国立大学法人山形大学小白川キャンパス保育所「のびのび」利用細則

平成30年7月23日

改正 平成30年8月31日

平成30年10月10日

平成31年3月28日

令和元年9月17日

令和2年8月7日

令和3年10月14日

令和5年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人山形大学小白川キャンパス保育所規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、山形大学小白川キャンパス保育所「のびのび」（以下「保育所」という。）の円滑な利用について必要な事項を定めるものとする。

(入所資格)

第2条 保育所に入所する資格(以下「入所資格」という。)を有する者は、国立大学法人山形大学（以下「本学」という。）の役職員及び山形大学の学生並びに株式会社山形銀行の役職員（以下「職員等」という。）が養育する生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児（以下「乳幼児」という。）で、職員等の就業、学業又は疾病等の事情により保育所による保育が必要であると認められる者とする。

2 入所定員に余裕があり、かつ保育所長が認める場合は、職員等以外の者が養育する乳幼児にも入所資格を認めることができる。

3 前項の規定により入所資格を認めることができるのは、原則として入所定員の2割の範囲内とする。

(保育時間)

第3条 保育所の保育時間は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 基本保育 7時30分から18時30分まで

(2) 延長保育 18時30分から20時30分まで

(3) 一時保育 7時30分から20時30分まで

(4) その他本学が保育を必要と認める時間

(延長保育の利用基準)

第4条 延長保育は、職員等の業務の都合、学業又はこれに準ずる事情があるときに利用できるものとする。

(一時保育の利用基準)

第5条 一時保育は、次の各号に掲げる基準を全て満たしたときに利用することができる。

(1) 通常は家庭又は他の保育所等で保育しているが、緊急一時的に保育が必要となったとき。

(2) 一時保育の対象者が、生後6か月を経過した乳幼児であるとき。

(3) 入所定員に余裕があるとき。

(休所日)

第6条 保育所の休所日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日(ただし、大学入学共通テスト及び個別学力検査等が実施される土曜日

及び日曜日は除く。)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(入所の手続き等)

第7条 保育所に入所を希望する場合は、別記様式1による入所申込書を、原則として入所希望日の前々月の末日までに保育所長に提出し面談を受けなければならない。

2 一時保育を希望する場合は、別記様式2-2による一時保育入所申込書を、原則として利用日の前日の午前9時までに保育所長に提出しなければならない。

ただし、初めて一時保育を希望する場合には、別記様式2-1による一時保育登録申込書を原則として利用希望日の3週間前までに保育所長に提出し面談を受けなければならない。

(保育の変更・延長保育)

第8条 保育所を利用している職員等(以下「利用者」という。)は、保育日時の変更、又は延長保育の必要が生じたときは、原則として前日までに保育所長に申し出なければならない。

(休所の手続き等)

第9条 1か月以上の休所を希望する場合、利用者は別記様式3による休所届を、原則として休所予定日の30日前までに保育所長に提出しなければならない。

(退所の手続き等)

第10条 退所を希望する場合、利用者は別記様式4による退所届を、原則として退所予定日の30日前までに保育所長へ提出しなければならない。

(通所停止等)

第11条 保育所長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、保育している乳幼児(以下「保育児」という。)の通所の一時停止又は退所等の措置をとることができる。

(1) 保育児が第2条の入所資格を失ったとき。

(2) 保育児が伝染性疾患のため、他の保育児に感染するおそれのあるとき。

(3) 保育児が前号以外の事由で、他に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

(4) 保育料などを3か月以上滞納し、かつ、催告などに応じないとき。

(5) その他保育児の通所が適当でない判断したとき。

(保育料)

第12条 保育料は別表のとおりとする。ただし、保育児の年齢は当該年度の初日の前日における満年齢により計算する。

2 前項の保育料は、保育所長が指定する方法により利用者が保育所に納入するものとする。

3 月の途中の入(退)所の保育料は、年齢区分の基本保育料×入所日からの(退所日までの)開所日数×1/20とする。

4 病気等のために1ヶ月の利用日が月15日以下となる場合の保育料は、年齢区分の基本保育料×当該月の利用日数×1/20とする。

(その他)

第13条 この細則に定めるもののほか、保育所に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成30年7月23日)

1 この細則は、平成30年9月1日から施行する。

2 第12条の規定に関わらず、平成30年度中に満3歳の誕生日を迎える者(平成30年3月31日において入所していた者に限る。)の誕生日の翌月以降の保育料は、平成30年度に限り37,000円とする。

附 則（平成 30 年 8 月 31 日）

この細則は、平成 30 年 10 月 10 日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日）

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 17 日）

この細則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 10 日）

この細則は、令和 2 年 1 月 10 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 8 月 7 日）

この細則は、令和 2 年 8 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 10 月 14 日）

この細則は、令和 3 年 10 月 14 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月〇 日）

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 2 条関係）

保育区分	利用時間	一人当たりの保育料
基本保育 (月曜から金曜まで)	7時30分～ 18時30分	0歳児 1月につき 37,100円 1歳児 1月につき 37,000円 2歳児 1月につき 45,000円 3歳児以上 1月につき 30,000円
延長保育 (月曜から金曜まで)	18時30分～ 20時30分	1時間につき 300円
一時保育 (月曜から金曜まで)	7時30分～ 20時30分	3歳児未満 1時間につき 400円 3歳児以上 1時間につき 300円 0歳～就学前：一日につき 給食費 430円, おやつ代 89円 (希望がある場合)
と 認 め る 時 間 の 他 本 学 が 保 育 を 必 要	大学入学共通テスト及び個別学力検査等のある土曜及び日曜保育	7時30分～ 20時30分 1時間につき 300円
	その他保育所長が保育を必要と認める時間	

(注) 1 基本保育の給食費・おやつ代は保育料に含む。

2 利用者が負担することが適当と認められる費用（日用品やイベント費用など）を実費徴収する場合がある。

入所申込書
[別紙参照]

別記様式 2 - 1
一時保育登録申込書
[別紙参照]

別記様式 2 - 2
一時保育入所申込書
[別紙参照]

別記様式 3
休所届
[別紙参照]

別記様式 4
退所届
[別紙参照]